

議第13号

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

高山市立こくふ保育園の民間移譲及び児童福祉法の改正に伴い改正しようとする。

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和28年高山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立城山保育園の項～高山市立朝日保育園の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立高根保育園（へき地保育所）</td> <td>高山市高根町上ヶ洞 481番地</td> </tr> <tr> <td>高山市立こくふ保育園</td> <td>高山市国府町三日町 380番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立本郷保育園の項・高山市立栃尾保育園の項（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用料)</p> <p>第7条 <u>市長は、第3条ただし書の規定により、私的契約児を入園させようとする保護者から私的契約児に係る保育料（以下「利用料」という。）を徴収する。</u></p> <p>2 <u>利用料は、法第51条第4号に規定する保育を行うことに要する保育費用とする。</u></p> <p>3 <u>利用料は、毎月末日（末日が金融機関の営業日でない日にあつては、その日以降において最も近い営業日とする。）までに別に定めるところにより納付しなければならない。</u></p> <p>(利用料の減免)</p>	名称	位置	高山市立城山保育園の項～高山市立朝日保育園の項（略）		高山市立高根保育園（へき地保育所）	高山市高根町上ヶ洞 481番地	高山市立こくふ保育園	高山市国府町三日町 380番地1	高山市立本郷保育園の項・高山市立栃尾保育園の項（略）		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立城山保育園の項～高山市立朝日保育園の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立高根保育園（へき地保育所）</td> <td>高山市高根町上ヶ洞 481番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立本郷保育園の項・高山市立栃尾保育園の項（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育料等)</p> <p>第7条 <u>市長は、保育園に入園している児童の保護者から、国の定める徴収基準額の範囲内で規則で定める額の保育料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>市長は、第3条ただし書の規定により、私的契約児を入園させようとする保護者から私的契約児に係る保育に要する費用（以下「利用料」という。）を徴収する。</u></p> <p>3 <u>保育料及び利用料（以下「保育料等」という。）は、毎月末日（末日が金融機関の営業日でない日にあつては、その日以降において最も近い営業日とする。）までに別に定めるところにより納付しなければならない。</u></p> <p>(保育料等の減免)</p>	名称	位置	高山市立城山保育園の項～高山市立朝日保育園の項（略）		高山市立高根保育園（へき地保育所）	高山市高根町上ヶ洞 481番地	高山市立本郷保育園の項・高山市立栃尾保育園の項（略）	
名称	位置																		
高山市立城山保育園の項～高山市立朝日保育園の項（略）																			
高山市立高根保育園（へき地保育所）	高山市高根町上ヶ洞 481番地																		
高山市立こくふ保育園	高山市国府町三日町 380番地1																		
高山市立本郷保育園の項・高山市立栃尾保育園の項（略）																			
名称	位置																		
高山市立城山保育園の項～高山市立朝日保育園の項（略）																			
高山市立高根保育園（へき地保育所）	高山市高根町上ヶ洞 481番地																		
高山市立本郷保育園の項・高山市立栃尾保育園の項（略）																			

第8条 市長は、特別の事情があると認める場合又は災害その他特別の理由により利用料を納付することが困難になつたと認められる場合は、その利用料の全部又は一部を免除することができる。

(月の中途に退園したものの利用料)

第9条 利用料を納付すべき期日前に退園するものは、その退園しようとする日の前日までに第7条に規定する利用料を納付しなければならない。

第8条 市長は、特別の事情があると認める場合又は災害その他特別の理由により保育料等を納付することが困難になつたと認められる場合は、その保育料等の全部又は一部を免除することができる。

(月の中途に退園したものの保育料等)

第9条 保育料等を納付すべき期日前に退園するものは、その退園しようとする日の前日までに第7条に規定する保育料等を納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。